

令和元年10月から始まった 幼児教育・保育無償化のご案内

○無償化の対象は「保育が必要」な以下の利用者のみです。

- 対象者：① 3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）
 の全ての子ども
 ② 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども



上記対象者のうち、認可保育所（地域型保育事業を含む）の入所申請をし、既に認定を受けている方（以下の①②の方を除く）は、新たな申請は必要ありません。

- ① 育児休業を延長される方は、無償化の対象となりません。復職された場合は、復職日の入った勤務証明書をご提出ください。無償化の「みなし認定」を行います。
- ② 求職活動を理由に申請いただいた方は、令和2年4月1日～5月31日の2ヶ月間のみの認定となります。それ以降は無償化の認定申請を行ってください。その場合、求職活動を利用とした申請はできません。

○無償化の認定申請方法は以下のとおりとなります。

<提出書類>

- 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- 以下のいずれかの添付書類

★「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります★

- 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び居宅内労働（居宅内自営・内職）に従事する方
→週3日以上、週12時間以上の就労を常態としている方
- 病気や障がいがある方
→1ヶ月以上の入院、常時病臥・感染症、障害者手帳をお持ちの方、保育が困難と記載の診断書をお持ちの方
- 介護にあたっている方 →週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護を行っている方
または、保育にあたることのできない程度の居宅内介護を行っている方
- 就学している方
→日中、週3日以上、週12時間以上、一定の要件を満たす学校等への通学又は通所を常態としている方
- 出産予定の方（出産予定月及びその前後2ヶ月の5ヶ月以内）
→出産前後の休養のため保育にあたることのできない方
- 災害にあわれた方 →火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることのできない方

上記内容に対して、以下の該当する書類を添付してください。（両親ともにア～キのいずれかが必要）

ア 外勤・内勤	勤務（予定）証明書（市指定様式あり・会社記入）
イ 自営業・親族経営会社勤務	就労状況申告書（市指定様式あり・会社又は自身で記入。添付書類は様式に記載あり。）
ウ 就労内定の方	勤務（予定）証明書（市指定様式あり・会社記入）
エ 病気や障がいがある方	障害者手帳の写し・診断書等（ご相談ください。）
オ 介護にあたっている方	介護保険被保険者証の写し・スケジュール表等
カ 就学	在学証明書・スケジュール表等
キ 出産予定	母子健康手帳の写し
ク 求職活動中の方	就労確約書（市指定様式・自身で記入。添付書類は様式に記載あり。）

★様式データは、狛江市役所HP (<https://www.city.komae.tokyo.jp>)に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

狛江市役所 無償化

検索

裏へ